

愛勝♡

(村田清風先生の教えを受け継ぎ、誠を尽くし、愛する人に、愛される人に)

～R7長門市立明倫小学校いじめ防止基本方針～



令和7年4月
長門市立明倫小学校
(最終改訂 令和7年4月)

目次

はじめに

第1部 いじめ防止等のための基本的な方向に関する事項

I	法によるいじめの定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1	いじめとは	
	(1) いじめの定義と態様	
	(2) いじめの構造, 特徴	
2	いじめの防止等に係る基本的な考え方	
	(1) いじめの防止	
	(2) いじめの早期発見・早期対応	
	(3) 家庭や地域との連携	
	(4) 関係機関との連携	
II	いじめ防止等のための対策の内容に関する事項・・・・・・・・	6
1	いじめの防止のために実施する事項	
	(1) いじめの防止等のための組織	
III	明倫小さいいじめ防止などのための取組に関わるPDCA機能の強化・・・・・・・・	8
1	いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取り組み(未然防止)	
2	早期発見・早期対応のマニュアル実行	
3	重大事態への対応のマニュアルの実行	
4	定期的・必要に応じたアンケート	
5	個人面談・保護者面談の実施	
6	校内研修の実施	
V	その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22

参考資料等

- 「長門市いじめ防止等基本方針(改訂版)」平成29年10月
- 「山口県いじめ防止基本方針(最終改訂)」平成29年12月
- 「STOP!!いじめ 今日からできる10のポイント」令和元年6月, 県教委作成
- 「学校現場で役に立つ『いじめ防止対策』鳴門教育大学いじめ防止支援機構(BP-CORE)

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

いじめが背景とされる中学生自殺事案の報道以降、いじめの問題が社会問題化する中、国において、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念や関係者の責務等を定めた「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）が平成25年9月に施行され、これを受けて、同年10月、「いじめの防止等のための基本的な方針」（以下「国の基本方針」という。）が策定された。

こうした中、山口県においても、いじめは人権に関わる喫緊の課題であり、国の基本方針を参酌し、総合的かつ効果的ないじめ対策を推進するため、第1部「いじめの防止等のための基本的な事項」、第2部「学校におけるいじめの防止等のための具体的な事項」から構成される「山口県いじめ防止基本方針」（最終改定 平成29年12月）を策定された。さらには、長門市教育委員会（以下・市教委）から、「いじめ防止等のための基本的な方針(改訂版）」（平成29年10月）が出され、いじめ防止等のための基本的な方向、及び市教委と学校における対策・対応が明確化された。

明倫小学校（以下・本校）におけるいじめの防止等に係る対策については、「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうる」という認識の下、一人ひとりを大切にす教育の推進により、すべての児童をいじめに向かわせない『未然防止』の取組が重要である。また、いじめの問題を扱うに当たっては、児童の実態把握によりいじめの『早期発見』に努め、いじめを認知した際には問題を隠さず、すべての教職員が解決に向け一丸となって、迅速、的確かつ組織的な『早期対応』を行うことが重要である。さらに、いじめが背景にあると疑われる『重大事態』が発生した場合には、学校は真摯に事実に向き合い、本方針に基づいた措置を講ずる。いじめの防止・根絶に向けた取組を実効的に進めていくためには、本校、家庭、地域、関係機関が一層連携を密にし、地域総がかりで取り組んでいかなければならない。

したがって、三隅みすゞ学園の学園方針「愛」（誠を尽くし、愛する人に、愛される人に）を目標に、どの児童も楽しく学校生活を送られるよう「長門市立明倫小学校いじめ防止基本方針」（令和7年4月改定）を定める。

第1部 いじめ防止等のための基本的な方向に関する事項

I 法によるいじめの定義

1 いじめとは

(1) いじめの定義と態様

平成25年9月28日に施行された「いじめ防止対策推進法」では、いじめは以下のように定義されている。



いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又物理的な影響を与える行為（インターネットを通じておこなわれるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」である。

そして、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生活の立場に立って行うものである。

（平成25年度「いじめ防止対策推進法」第2条より）

いじめには多様な態様があることに鑑み、本法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないように努めること。

（いじめ防止対策法案に対する付帯決議）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、特定の教職員のみによることなく、いじめ対策委員会が中心となり、表面的・形式的にならないよう、いじめられた児童の立場に立って行う。

具体的ないじめの態様とその代表例は、次のようなものが挙げられる。

いじめの態様	代 表 例
冷やかしい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	<ul style="list-style-type: none"> ・あだ名、悪口を言われる ・やじられる ・はやしたてられる(いじり) ・こそこそ話をされる ・言われたくないことを何度も言われる ・「きもい」「うざい」「殺す」「死ぬ」などの言葉を言われる
仲間はずれ、集団による無視をされる。	<ul style="list-style-type: none"> ・相手にされない ・知らないふりをされる ・にらまれる ・遊びや運動に入れない ・机を離される ・話し合いに入れない ・近くに寄らずに避けられる
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	<ul style="list-style-type: none"> ・殴られる ・蹴られる ・こづかれる ・つねられる ・わざと体を当てられる ・髪を引っ張られる ・転ばされる
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。	<ul style="list-style-type: none"> ・プロレスごっこに見せかけ痛めつけられる ・ことあるごとに暴力をふるわれる
金品をたかられる。	<ul style="list-style-type: none"> ・物品や金銭を要求される ・食べ物をおごれと強要される ・家から金銭を持ち出すように命じられる ・物品の交換や、いらぬものを買うように要求される
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	<ul style="list-style-type: none"> ・持ち物に落書きなどのいたずらされる ・持ち物を壊されたり、隠されたりする
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	<ul style="list-style-type: none"> ・万引きを強要される ・用事を言いつけ、酷使される ・周囲を囲み、ズボンや下着を下げられる ・トイレ、着替え、食事の際にのぞき込まれる ・虚偽の情報や嘘を言いふらされる
パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。	<ul style="list-style-type: none"> ・パソコンや携帯電話などで、誹謗中傷される ・画像や動画を許可なくアップされる ・チャットやアプリの中で虚偽の情報を流されたり、仲間はずれや誹謗中傷されたりする

市教委「いじめの防止等のための基本的な方針」P5を参考

(2) いじめの構造, 特徴

- ①いじめは、「どの子にも、どの学校にも起こりうる」という認識を持つことが重要である。
- ②いじめは、「いじめを受けている」「いじめをしている者」「周りではやしたてる者」「見て見ぬふりをしている者」の「四層構造」になっていることを念頭に置き、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにする。



【出典：大阪市 KOKORO ネット，参考 2】

2 いじめの防止等に係る基本的な考え方

(1) いじめの防止

児童等は、いじめを行ってはならない。（法第4条）

いじめを根絶するためには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」との認識の下、未然防止の観点から、すべての児童を対象とした人権教育や道徳教育、情報モラル教育等、健全育成に係る取組を総合的かつ効果的に推進し、家庭や地域、関係機関等との連携・協働の下、豊かな人間性、確かな学力等の生きる力を育む教育活動を行う。

(2) いじめの早期発見・早期対応

いじめは構造的に見えにくい一面があることから、児童の些細な変容について、関わる全ての教職員が状況などを共有し、「背景にいじめがあるのではないか」という危機意識を持ち、いじめを軽視したり、隠したりすることなく、早期のいじめの認知に努める。

いじめを認知した場合は、迅速かつ適切、丁寧な指導支援を行い、児童にとって、一刻も早く安心・安全な学校生活となるよう、必要に応じ、関係機関や専門機関等と連携しながら、いじめが確実に解決されるまで対応を行う。また、解決後もきめ細かく見守りを行う。なお、解決に係る期間は少なくとも3ヶ月を目安とし、その後も継続的な見守りを行う。

いじめの発見・通報を受けた場合には、担任が一人で事案を抱え込むことなく、いじめ対策委員会を中核として、学校や家庭等からの情報を基に全校体制でいじめ解決に向けて取り組む。

(3) 家庭や地域との連携

児童を見守り、健やかな成長を促すとともに、より多くの大人が子どもとしっかりと関わり、悩みや相談を受け止めるなどの体制を構築するため、相談窓口等の周知、PTAや学校運営協議会委員等と積極的に協働を図る。

また、コミュニティ・スクールのよさを生かし、地域と協働していく。

(4) 関係機関との連携

いじめ問題の対応においては、関係の児童・保護者間での解決を図るだけでなく、事案によっては、関係機関等と速やかに適切な連携を図る。

Ⅱ いじめ防止等のための対策内容に関する事項

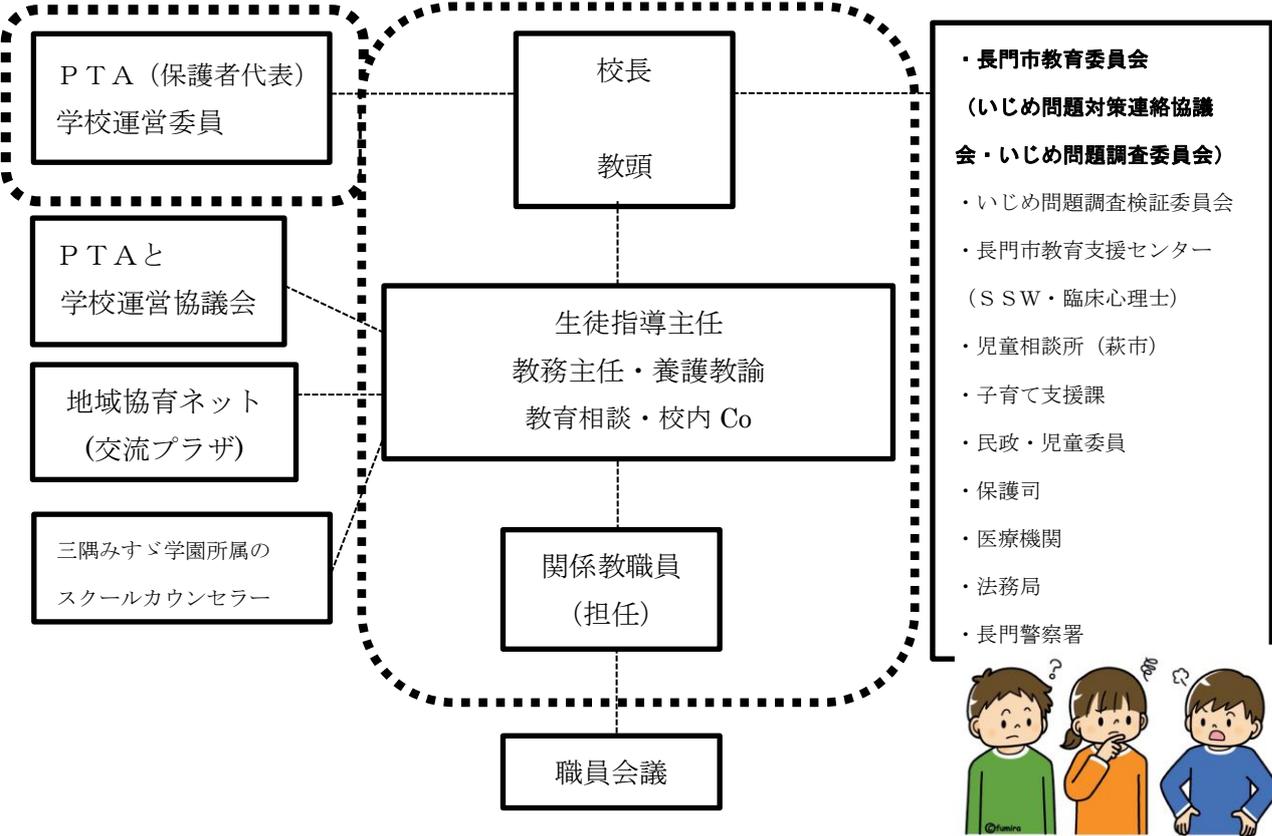
1 いじめ防止等のために実施する事項

(1) いじめ防止等のための組織

本校におけるいじめ防止等の対策を計画的・組織的に行うため、取組を総括する組織として、「いじめ対策委員会」を置き、実働的な組織として活用する。これらの組織は各取組に対し、評価・検証等を行い、恒常的に改善を図る。

- * ただし、早急な対応が必要な時には、校長・教頭が中心となって、担任、生徒指導等がかかわって、その日のうちに事実関係の聴取、面談などの対応をする。
- * 全職員が全児童の状態を把握し、対応することができるように、毎週木曜日の終礼等の時間を使って情報の共有化を図り、同一歩調で対応する。

明倫小校内いじめ問題等対策委員会（常設組織）の構成



○ いじめ問題等対策委員会

年間1回(8月)の全委員による会議、学期ごとの校内委員によるPDCA会議、事案の発生時に必要に応じた委員による緊急会議など

- * 必要に応じ、外部専門家と連携・協働する体制を構築する。

《役割》

- ◇学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画のPDCA
- ◇いじめの相談・通報の窓口
- ◇いじめの疑いに係る情報があった時の緊急会議の開催，情報の迅速な共有，関係のある児童への事実関係の聴取，指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携

Ⅲ 明倫小いじめ防止などのための取組に係るPDCA機能の強化

1 いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組み（未然防止）

学校・家庭・地域・関係機関が連携して未然防止に取り組む。

いじめを根絶するためには、豊かな感性や他者を思いやる心、正しい人権感覚や道徳心など、豊かな人間性や正しい判断力と行動力を育むことが必要である。さらに、全ての児童が安心でき、自己有用感・達成感に結びつけて、いじめを産まない環境づくりも大切である。

【みすゞ読本や教育活動を通した啓発活動】

項目	計画P	実行D	評価C	改善A
心ぼっかぽか貯金箱	・各学年の掲示板を活用し、児童が「見つけたよさ」や「感謝の気持ち」をメッセージとして貼る。運営委員会はそれを放送で紹介する。	・たまったメッセージカードは、メッセージを書かれた人に届けて渡す。（学期に1回）	・「メッセージを書いた人」「メッセージを書かれた人」双方を紹介して自己評価をする。	・運営委員会で、回収したメッセージカードの内容や数をもとに改善する。
みすゞ読本	・朝の活動時間における朗唱で活用し、思いやりの心を育む。	・実践内容を、学級通信等を活用し、家庭へ伝える。（年1回）	・校内研修の中で報告・共有するとともに、評価する。	・児童の感想と学校運営協議会の意見をもとに改善する。
心ぼっかぽか遠足	・代表委員会で、いじめ0にするための取組について話し合う。	・各学年で行動宣言をし、取り組む。	・各学年・学校全体で、成果や課題について振り返りを行う。	・課題に対して、改善を図る。 ・その後の学校生活の様子をもとに改善する。

【学校運営協議会と一体となった啓発活動】

項目	計画P	実行D	評価C	改善A
学校運営協議会	・本校のいじめ防止基本方針を配布し、協議する。	・基本方針をもとに話し合いを持つ。	・学校評価アンケート（保護者）で評価。いじめのない学校づくりの取組を評価する。	・取組の評価をもとに改善する。

【地域協育ネットを活用した啓発活動】

項目	計画P	実行D	評価C	改善A
社会科や総合的な学習・クラブ活動など	<ul style="list-style-type: none"> ・社会科や総合的な学習の時間で地域人材の活用を授業に位置付ける。 ・クラブ活動で、地域の指導者を活用する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の人との触れ合いを通して、様々な人との接し方を考える機会とする。 ・児童の活動の様子を見守る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の活動の様子や感想、お礼の手紙等の内容で評価する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・校内研修と関連付けながら、学期ごとに活用のよさや効果について振り返り、カリキュラムを改善する。
読み聞かせの会	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の人に読み聞かせの会に定期的に来ていただいて、朝学の時間に読み聞かせをしていただく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・水曜日の朝学の時間に読み聞かせの会を開く。 ・活動を通して、児童を見守る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の活動の様子や感想、お礼の手紙等の内容で評価する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・読み聞かせの会の方々との振り返りや、児童の様子を見ながら改善を行う。
交流プラザ (地域協力隊)	<ul style="list-style-type: none"> ・交流プラザや地域協力隊と一緒に体験活動を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・活動を通して、児童を見守る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校・交流プラザ・児童の振り返りから評価する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・振り返りに応じて改善する。

2 早期発見・早期対応のマニュアル実行

いじめを早期に発見し適切に対応する研修や体制づくりを進める

教職員は、児童の些細な変容について、関わるすべての大人が情報等を共有し、「背景にいじめがあるのではないか」という危機意識をもち、いじめを軽視したり、隠したりすることなく、可能な限り早期にいじめを認知することを意識する。

また、いじめ発見時、またはいじめに係る相談を受けた場合には、他の業務に優先して、速やかに校内いじめ対策委員会に報告し、組織的な対応につなげなければならない。迅速かつ適切、丁寧な指導・支援を行い、児童にとって、一刻も早く安心・安全な学校生活となるよう、必要に応じ、関係機関や専門家等と連携しながら、組織的な対応や支援を行う。

教職員は、いじめの的確な対応に資する教職員の実践的知識を深め、平素から協働実践が行われるよう、教員評価による評価・検証・改善を行うとともに、教職員研修を充実させ、組織的な対応のための体制整備を進める。

【教職員研修による体制整備】

項目	計画P	実行D	評価C	改善A
教職員研修	・年1回以上教職員研修を実施する。校内いじめ防止基本方針を活用する。	・いじめに関する各研修を計画通りに実施する。	・教員評価で評価する。 ・学期ごとに見直す。	・教員評価を基に改善する。

【アンケート調査による体制整備】

項目	計画P	実行D	評価C	改善A
木曜アンケート	・週1回アンケートを実施する。アンケートの中に「いじり」などの言葉を明記する。	・毎週木曜日に実施し、原則その日の内に聞き取り、対応を行う。 ・児童アンケートは管理職と内容を確認する。	・木曜日の終礼で、アンケートについての情報共有をし、対策を練る。	・アンケートの内容・児童の実態について、生徒指導部で話し合い改善する。
教育相談アンケート	・学期に1回、児童・保護者アンケートをする。	・計画に沿って、アンケートを実施する。 ・アンケートは管理職と内容を確認する。	・全職員で、情報を確認・共有し迅速に対応する。 ・アンケートで評価する。	・アンケートの内容・児童の実態について、生徒指導部で話し合い改善する。
学校評価アンケート(前期・後期)	・年に2回、児童・保護者アンケートをする。	・計画に沿って、アンケートを実施する。	・全職員で、情報を確認・共有し迅速に対応する。 ・アンケートで評価する。	・アンケートの内容・児童の実態について、全教職員で話し合い改善する。

【教育支援センター等の活用による体制整備】

項目	計画P	実行D	評価C	改善A
教育支援センター	・相談機関として教育支援センターがあることを教職員・保護者・本人に周知する。	・相談機関の連絡先を新入児仮入学時・学校便り・学級だよりなどで、周知する。	・保護者アンケートで評価(周知しているか確認)する。	・アンケートを基に改善する。

本校におけるいじめ早期発見のためのマニュアル

いじめの兆しを早期に察知することは、大変重要であるが、難しさも含んでいる。子ども一人一人を意識して見取ることが、肝要である。「背景にいじめがあるのではないか」という意識を常にもちながら、特に、担任は、子どものちょっとした表情、言動から「あれ、いつもと違う」などと、小さな変化を感じ取る感性を磨くことを常に心掛ける。

いじめを見落とさない姿勢

子どもの生活は、学校と家庭が主である。担任は、子どもの様子を継続的に記録したり、専科教員等の情報を活用したりして、兆候を見付け、いじめの芽を摘むことを目指す。

子どもが、登校し下校するまで、学級の全ての子どもの学校生活の時間を共有することは不可能であるが、可能な限り、共有時間を増やすとともに、複数の教職員で言動の変化を見取るようにする。

子どもの日々の生活の様子を観察・記録する。	学校生活では、担任や担当の子どもたちへの目の届かない時間帯があるが、できるだけ子どもの言動や集団の動きには注視するように努力する。「木曜アンケート」や「連絡帳」の記録欄・日記等を通して、子どもの理解にも努める。子どもの様子を丁寧に、しかも継続的に記録し、生活指導に役立てる。観察や行動から、些細なことであっても「いじめではないか」と疑うことで、周りの子ども達からの情報を収集・事実確認を行うなど、初期対応につなげることができる。
安心感と信頼感に基づいた教育相談	教育相談週間を年3回以上計画する。本音で悩みが相談できるよう安心できる場所を提供し、いかなる悩みであっても全教職員が相談に応じることができるようにする。場合によっては、三隅みすゞ学園所属のスクールカウンセラーにつなぐ。
家庭や地域との連携を深め、日常の情報収集を大切にする。	学校外での子どものいじめ情報を早くキャッチできるよう、日頃から担任や担当が、学校・学級の生活の様子を家庭や地域に向けて発信することを心がける。例えば、授業中のグループ内での何気ない発言や言動の中に気になることがあれば家庭に連絡する。また、教育相談週間の保護者アンケート等も情報収集の手段として活用する。さらに、地域協育ネットを利用する。地域の方と連携・協働し、地域と一体で子どもを見守る。

本校におけるいじめの早期対応

人としても、法律上でも、子どもや保護者・地域等に向かって、全ての教職員が「いじめは人間として、絶対に許されない行為である」「いじめられている子どもを必ず守り通す」といった毅然とした姿勢を日頃から示す。

いじめを認知した教職員が、一人で抱え込まずに生徒指導主任・関係教員と事実確認を行い、事実関係を把握した上で、保護者と連携したり、いじめ対策委員会を中核としたりして、全校体制で解決に向けて取り組むことを基本的なスタンスとする。

認知から確認への 具体的な取組	<p>いじめには、いじめられている者（被害者）、いじめている者（加害者）、周りではやし立てる者（観衆）、見て見ぬふりをする者（傍観者）の4層構造がある。観衆や傍観者は、決していじめとは無関係でない。</p> <p>そこで、いじめの発見・通報を受けた場合は、早急に内容、関係した子どもなどについて、このいじめの四層構造を踏まえ、5W1Hに留意しながら、客観的な事実関係を記録する。その際、<u>複数の教員であたることを原則</u>とする。</p> <p>また、保護者や地域から情報提供については、話をしっかりと聞き、情報提供に対して、感謝の気持ちと今後の対応について伝える。その後は、適宜、保護者に経過を報告し、保護者の思いも把握する。終息まで最低3ヶ月間は継続して状況を見守る。</p> <div data-bbox="635 1173 1273 1348" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p>5W1H</p><ul style="list-style-type: none">・いつ（いつ頃） ・どこで ・誰が（誰から）・何を ・なぜ ・どのような関係や背景</div>
--------------------	---

本校におけるいじめ事案に係る対応フロー

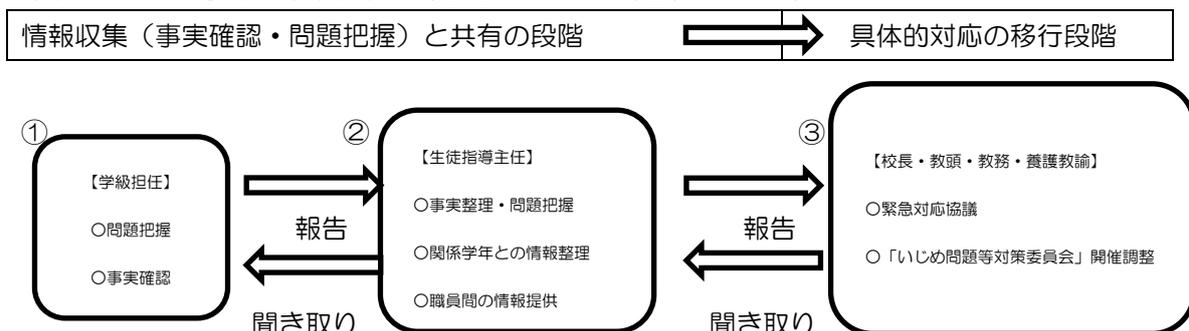
いじめ認知から確認、そして解決に向けた具体的な対応策を考えていく必要がある。そのため、組織的な対応をできるだけ早くしていくことが重要である。

そこで、生徒指導主任は、校内の情報を収集するとともに、いじめを管理職に報告し、「いじめ問題等対策委員会」を開くための調整を行う。

以下が、いじめ事案に係る対応フロー図である。

- ① 認知した担任や担当は、その段階で事実確認と問題把握をし、それを生徒指導主任に報告する。
- ② 生徒指導主任は、関係する子どもの事実の整理を図る。また、これまでの情報を基に具体的な方策の検討を迅速に行う。
- ③ 報告を基に、管理職と生徒指導主任、教務主任、養護教諭、担任で情報の確認と解決の方向性を協議し、「いじめ対策委員会」の開催について調整する。

本校のいじめ事案の初期対応（担任が認知の場合）フロー例



本校のいじめの問題の解決を図る「いじめ問題等対策委員会」

法第22条「学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。」とある。

これは、学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処などに関する措置を実行的に行うため、組織的な対応を行うため中核となる常設の組織をおくことを明示的に規定したものである。組織的にいじめ問題に中核的に取り組む「いじめ問題等対策委員会」には、具体的には次のような役割がある。

常設組織	具体的役割
いじめ問題等対策委員会（生徒指導主任がコーディネート） 【構成員】 校長・教頭・教務・生徒指導主任・養護教諭・該当学年担任（必要に応じて前担任、教育相談、校内Co、みすゞ学園所属のスクールカウンセラーの参加、また、外部専門家である人権擁護委員や民生委員等との連携を図る。）	本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割。
	いじめの相談・通報の窓口としての役割。
	生活・いじめ問題に関わる情報の収集と記録、共有を行う役割。
	迅速ないじめの情報共有、関係のある子どもの事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定を保護者との連携といった対応を組織的に実行するための中核としての役割。

組織で対応・対処する上での留意点

いじめの4層構造の観点から、本校の対応・対処について考える。いじめを受けた子ども・保護者、いじめを知らせた子どもへの対応については、いじめを受けた子どもの安全確保を第一に考える。いじめを行った子ども・保護者への対応については、事態の背景にも目を向けながら、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

<p>① いじめられている子ども・保護者への対応</p>	<p>○いじめの事実を認知後、できるだけ早く保護者に状況を正確に伝えることが肝要である。家庭訪問の了解を取った上で担任と生徒指導主任等の教職員、場合によっては、管理職で訪問し、保護者の心情に寄り添いながら、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校の管理下で起こったことに対する謝罪 ・ 状況や今後の対応方針等の説明 ・ 解決についての協力依頼 <p>等、誠意をもって対応する。解決しても、その後の経過についての連絡を適宜行うことを忘れないようにする。</p> <p>○いじめられている子どものこれまでの心の痛みなどの思いを共感的に理解し、「絶対に守る」「必ず解決する」との姿勢を示す。(事実確認をする際の精神的負担に十分配慮する。)</p> <p>○本人の要望などを聴きながら、学校生活の様々な場面で声かけを行い、自信を回復させ、精神を安定させていくことに努める。</p> <p>○「いじめに負けるな」「立ち向かっていけ」などの叱咤激励は、逆に本人との信頼関係を損なわせる可能性があるため、絶対に行わない。</p>
<p>② いじめている子ども・保護者への対応</p>	<p>○なぜそのような行為に及んだのか、その背景について話を十分聞き、心情をくみ取る。</p> <p>○相手にどれほどの深刻な苦痛を与えたかを認識させ、内省を促す。「説得より納得」が重要である。</p> <p>○相手の気持ちを理解させることで、再びいじめを行わせない気持ちをもたせる。</p> <p>○いじめた子どもへの指導・支援の在り方を保護者とともに考え、人間関係の再構築に向けて謝罪の場を設定するなどの働きかけを行う。</p>
<p>③ 周りの子ども(観衆・傍観者)・保護者への対応</p>	<p>○観衆・傍観者には、「いじめをしていることと同じであること」を毅然とした態度で指導し、いじめは許されないという校内の雰囲気づくりに努める。</p> <p>○観衆や傍観者に対しては、いじめられている子どもが、いじめによってどんなに辛く、悲しい思いをしているかを共感できるように指導する。</p> <p>○いじめを見た場合は制止するか、教職員に伝えるようにし、報告にきた子どもに対しては、その行動を称賛するとともに、その子どもが特定できないように配慮する。</p>

④ 事後の観察と報告の 継続	○いじめ対応後も、関係した子どもの様子を継続的に注視し、適宜、その様子を保護者に伝える。とりわけ、いじめを受けてきた子どもの保護者とは、定期的な連絡をする。(最低3ヶ月)
-------------------	---

3 重大事態への対応のマニュアル実行

(1) 重大事態とは、法第28条には、次のようにある。

<p>○いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。</p> <p>○いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。</p>
--

【重大事態のとりえ方】

重大事態への対応については、事案の重大性を踏まえ、必ず事実から目を背けず、しっかりと向き合う姿勢が重要である。学校は、いじめの全容解明と早期対応の取組を基本姿勢として、「いじめ対策委員会」を中核とする迅速・的確かつ組織的な対応を行う。

○いじめられている児童生徒への対応

「いじめ対策委員会」が中核となり、やまぐち総合教育支援センターによる学校サポートチームと連携するなど、いじめの解決に向けての様々な取組を進めて行く中で、いじめられている児童生徒の立場に立って、保護者と十分に連携を図り、当該児童生徒をいじめから守り通す。具体的には、次のような対応が考えられる。

緊急避難としての欠席 等

○いじめている児童生徒への対応

いじめられている児童生徒を守るため、教育的配慮の下、保護者の理解・協力を十分得ながら、必要に応じて、次のような毅然とした厳しい対応を行う。

個別指導 懲戒等の実施 等

なお、こうした措置を講ずることについては、市教委とも協議の上、適切に関係機関等とも連携を図りながら対応していくことが肝要である。また、当該行為が犯罪行為である疑いがある場合は、躊躇することなく、所轄警察署や少年安全サポーター、人権擁護委員等と連携する必要がある。

(2) 学校による調査

当該重大事態に対応し、同種の事態の発生を防止するために、「いじめ問題等対策委員会」が中核となり、SCやSSWとの連携はもとより、必要に応じて弁護士、医師、民生児童委員・児童委員、人権擁護委員、少年安全サポーター等の外部専門家とも連携しながら、関係児童生徒への聴き取りや質問紙等により、速やかに全容解明に向けた調査を行う。また、学校は調査の進捗状況及び結果等について、いじめを受けた児童生徒・保護者に対し、適時・適切に説明を行う。いじめを受けた児童生徒・保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒・保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添える。

いじめを受けた児童生徒から聴き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡など、いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者等の要望・意見を十分に聴取し、迅速に今後の調査について、当該保護者と協議の上、調査に着手する。調査に当たっては、中立性や公平性を確保するため、県教委又は学校を主体とする調査を行うこととする。調査方法については、児童生徒や教職員等に対する質問紙調査や聴き取り調査等がある。調査においては、当該児童生徒の保護者の要望や意見等を十分に聴き取りながら実施し、知り得た情報等を丁寧に提供する。その際、情報発信は必ず一本化する。

(3) 重大事態の調査の決定

- ① 調査の主体は、学校が主体となっていく場合と、教育委員会が主体となっていく場合がある。当該事案の指導経過や特性、いじめを受けた児童・保護者の訴えを踏まえ、適切に決定する。
- ② 調査の趣旨
調査は因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を明確にし、学校、教育委員会が真摯に事実に向き合うことで、当該重大事態への対応及び同種の事態の発生防止に資することを目的とする。
- ③ 調査の組織
学校が主体の場合は、「いじめ問題等対策委員会」を中核として、学校経験者、医師、弁護士、臨床心理師、社会福祉士などの参加を図ることにより、中立性・公平性を確保したうえで調査を行う。
教育委員会が主体の場合は、「いじめ問題調査委員会」により、中立性・公平性を確保したうえで調査を行う。
- ④ 調査結果の報告及び提供
学校、教育委員会は、いじめを受けた児童・保護者に対して、調査により明らかにな

った事実関係等について、個人情報に十分配慮した上で、適切に提供するものとする。いじめを受けた児童・保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えることとする。教育委員会は、調査結果について速やかに市長へ報告を行う。

(4) 再調査及び措置など

調査報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対応又は、当該重大事態と同種の事態の発生防止のための必要があると認めるときは、第三者組織を設置し、調査の結果について調査を行うこととする。

4 定期的必要に応じたアンケート

いじめ早期発見の手立てとして、以下のアンケートを実施する。誰にも相談できない児童がいるのではないかとの認識の下、短い間隔で木曜アンケート等を実施する。実施に当たっては、単なる被害調査に陥らず、児童一人一人が日々の生活を振り返って反省できるようにする。その際、例えば「自宅に持ち帰って記入する」「封筒に入れて提出する」など、いじめの被害にあっていない児童が、周囲の者を気にせず記入できるよう、十分に配慮する必要がある。

アンケートの種類	アンケート内容・留意点など
木曜アンケート 担当：教育相談（生徒指導主任） 対象：全児童	<ul style="list-style-type: none"> ○ 毎週木曜日アンケートを実施し、児童の内面をとらえられるようにする。 ○ アンケートは複数パターン用意し、児童の内面を多面的にとらえられるようにする。 ○ アンケートの結果から、気になる児童については、担任が対応するとともに情報を共有し組織として迅速に対応する。 ○ いじり・からかいなどの文言を入れる。 ○ アンケートについては、管理職にも回覧し、複数教員でいじめの有無を確認する。
教育相談アンケート 担当：生徒指導主任 対象：全児童とその保護者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 年3回（5月・10月・2月）教育相談週間を設け、日常的な観察・相談活動ではとらえきれないことについてもじっくりと相談できるようにする。 ○ 教育相談の目的を全教職員で確実に共通し、同一歩調で聞き取りを実施できるようにする。 ○ アンケートについては、管理職にも回覧し、複数教員でいじめの有無を確認する。
学校評価アンケート 担当：校長 対象：全児童とその保護者、CS、教職員	<ul style="list-style-type: none"> ○ 前期・後期に学校評価を実施。 <p>【記載例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 友だちをいじめたり、からかっていたりしている人に注意ができますか。 ・ いじめにあったことがなく、学校に行くのは楽しいですか。

【アンケート保存期間】

アンケートの保存期間は、児童が中学校を卒業するまでとする。（小学1年の場合9年間）

5 個人面談・保護者面談の実施

【いじめられている児童の保護者への対応】

- ・ 積極的に SC や SSW 等と連携する。
- ・ 速やかに保護者との面談の時間を設定し、保護者の思いを傾聴する。教職員が保護者と一緒に考え、児童のためにいじめを解決していく姿勢を示す。
- ・ いじめられている児童の保護者の心情を共感的に理解した上で対応する。
- ・ いじめの全容の解明に努め、時間はかかっても、より正確な事実の確認に基づいた保護者への説明を行う。学校として不都合な事実があったとしても、知り得た情報等を丁寧提供する。
- ・ 「いじめは人間として、絶対に許されない行為である」との認識に立ち、いじめられている児童の人権を護り、いじめている児童に対して、毅然とした姿勢で臨むことを明確にする。
- ・ 保護者の気持ちを受け止め、学校が全力で対応していることを伝え、いじめの問題解決に対する学校の指導の在り方について信頼と協力を得る。
- ・ プライバシーの保護に努め、個人情報が出漏れないよう、徹底した情報管理を行う。
- ・ いじめられている児童が、いじめの事実を保護者に知られたくないと思っている場合は、家庭の様々な状況に配慮し、適切に対応する。
- ・ 保護者によっては、事態を軽視する場合や、わが子を叱責する場合もある。保護者が正しく認識するように説明することを心掛ける。
- ・ いじめの解決には、長時間の継続的指導が必要な場合が多い。保護者の全面的協力を得るためにも、より一層緊密な連携を図る。
- ・ 必要に応じて、長門市教育支援センター・やまぐち総合教育支援センター内の「子どもと親のサポートセンター等」の相談機関を紹介する。

【いじめている児童の保護者への対応】

- ・ 積極的に SC や SSW 等と連携する。特に、いじめている児童・保護者がいじめの事実を認めない場合や、保護者が第三者的な立場の者の同席を望む場合等、人権擁護委員、少年安全サポーター等とも連携する。
- ・ 正確な事実を確認し、憶測は避ける。
- ・ 「いじめは人間として、絶対に許されない」との認識の下、いじめられている児童の立場に立って真摯に取り組んでいることの理解を得る。
- ・ いじめの事案とは直接関係のない日常の様子にまで話を広げることのないよう留意する。
- ・ いじめられている児童生徒・保護者に対する謝罪の仕方、自分の子どもへの指導の在り方等、保護者の意向を確認しながら具体的に助言する。

- いじめている児童が複数であった場合、その個々の関わり方について説明するとともに、「関わり方の違いに関係なく、いじめている立場は同じである」という理解を得る。
- なぜいじめをしたのか、その原因・背景を保護者と共に考える。
- 苦慮している保護者の心情に寄り添い、児童のよりよい成長のために協力を依頼する。

【臨時保護者会を開催する場合の留意点】

- 誤った情報や不正確な憶測が広がらないよう、学校が直接説明を行い、保護者の理解を得るとともに、再発を防止するために開催する。
- 開催に当たっては、いじめられている児童・保護者の心情に寄り添い、可能な限り意向を尊重する。
- いたずらに不安感をあおることのないよう、事実関係を整理して説明する。
- 学校としての責任を明らかにし、非は非として心より謝罪する。
- いじめている児童・保護者の個人の責任を問う場にならないように配慮する。
- 学校で行うこと、家庭でできることをはっきりさせ、協力を求める。
- 一方的な情報伝達に終わらないよう、保護者の意見をよく聞く。
- プライバシーや個人情報の保護には十分留意する。

【報道機関等の外部に公表する場合】

いじめの対策が学校主体の場合、教育委員会と学校との連携の下、校長が学校を代表として、調査結果を報告する。窓口の一本化を図る。（教育委員会主体の場合、教育委員会の指示に従う）

その際、報道機関等の外部に公表する場合、他の児童又は保護者等に対して、可能な限り、事前に調査結果を報告する。学校の設置者及び学校として、自ら再発防止策（対応の方向性を含む）とともに調査結果を説明しなければ、事実関係が正確に伝わらず、他の児童又は保護者の間において憶測を生み、学校に対する不信を生む可能性がある。

6 校内研修の実施

本冊子「長門市立明倫小学校いじめ防止基本方針」を中心に「長門市いじめ防止基本方針」「山口県いじめ防止基本方針」「学校現場で役立ついじめ防止対策の要点」その他いじめに関する法律などを活用し、夏季休業中、あるいは定期的に校内研修を実施し、いじめ対策に対する共通理解を図る。

V その他

本校は、「山口県いじめ問題対策協議会」が示す提言等に基づき、本方針の見直し等を踏まえるとともに、児童，家庭，地域，関係機関等から幅広く意見を求め、学校基本方針を恒常的に評価・検証・改善しながら、積極的にいじめ対策に資する取組を行うよう努める。